

Ⅱ．規制対象物該当判断に係る事前相談

事前相談制度

経済産業省と環境省は、輸出入しようと考えている貨物が、

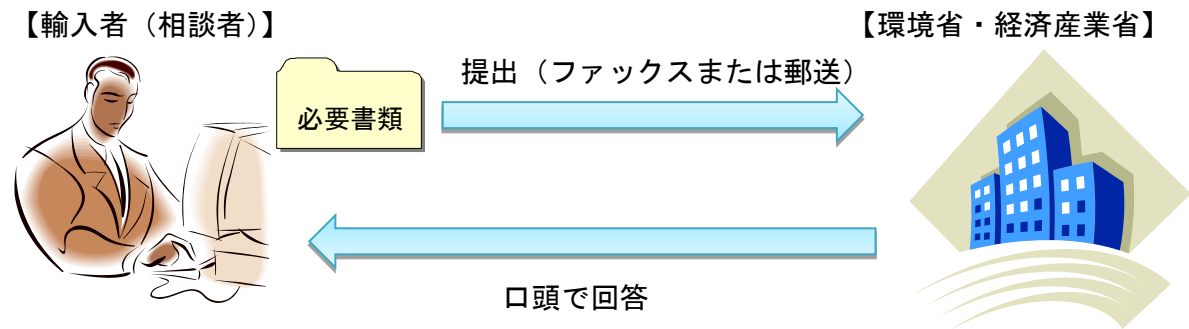
〔1〕 バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か

〔2〕 廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か

について、事前相談を受け付けています（経済産業省については、〔1〕のみ）。事前相談制度は行政サービスの一環であり、強制するものではありませんが、上記の〔1〕〔2〕について不明な点がある場合は、本制度をご活用ください。

利用方法

事前相談を受けることを希望する場合は、事前相談書に必要事項を記載のうえ、その他の資料とともに事前相談窓口へ送付してください。（「Ⅶ．お問い合わせ先」参照）



利用時の留意点

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法の規制対象に該当するか否か、及び廃棄物処理法の規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出入を行う際の関連法規遵守の義務を緩和するものでもありません。また、現実には輸出入される貨物そのものについて、廃棄物処理法、バーゼル法等関係法規の適合を証明するものではありません。予めご承知おきください。